筑西広域市町村圏事務組合消防本部違反処理規程

平成８年４月１　日

消防本部訓令第１号

改正　平成 20 年３月 14 日　訓令第６号

改正　平成 30 年６月 22 日　訓令第 13 号

改正　平成 31 年３月 13 日　訓令第１号

改正　令和３年８月26日　訓令第11号

改正　平成 30 年２月 21 日　訓令第２号

改正　平成 30 年 11 月８日　訓令第 15 号

改正　令和３年１月28日　訓令第４号

改正　令和５年３月16日　訓令第１号

目　次

第１章　　総　則（第１条－第８条）

第２章　　違反処理

第１節　　通　則（第９条－第 11 条の２）

第２節　　警　告（第 12 条）

第３節　　命　令（第 13 条－第 19 条）

第４節　　認定の取り消し（第 20 条）

第５節　　告　発（第 21 条－第 22 条）

第６節　　過料事件の通知（第 23 条）

第７節　　代執行（第 24 条－第 25 条）

第８節　　免状返納命令の要請（第 26 条－第 27 条）

第９節　　送達等（第 28 条－第 29 条）

第３章　　雑　則（第 30 条－第 32 条）

付　則

様式（様式第１号－第 29 号）

違反処理基準表

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）及び筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 48 年条例第７号。以下「条例」という。）に定める火災の予防及び公共の安全維持に関する違反（以下「違反」という。）の処理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条 この規程の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　違反処理とは、警告、命令、認定の取り消し、告発、過料事件の通知又は代執行等によって、違反の是正、火災の予防又は出火危険、延焼拡大危険若しくは火災に係る人命危険（以下「火災危険」という。）の排除を図るための行政上の措置をいう。

（２）　警告とは、違反事項又は火災危険が認められる事項について、防火対象物等の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示をいう。

（３）　命令とは、法の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について義務を課す意思表示をいう。

（４）認定の取り消しとは、法第８条の２の３第１項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）の規定により認定を受けた防火対象物について、同条第６項の規定に基づく認定の取り消しをいう。

（５）　告発とは、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。）第 239 条第２項の規定に基づき違反事実を捜査機関に申告し違反者の訴追を求める意思表示をいう。

（６）　過料事件の通知とは、法第８条の２の３第５項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）又は法第 17 条の２の３第４項の規定による届出を怠った者を、法第 46 条の５の規定により過料に処せられる者として管轄の地方裁判所に通知することをいう。

（７）　代執行とは、命令による代替的作為義務の履行のない場合に、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第２条の規定に基づき義務者の履行すべき行為を命令者自らが行い、又は第三者に行わせ、当該行為に係る費用を義務者から徴収することをいう。

（８） 略式の代執行とは、 法第３条第２項又は法第５条の３第２項の規定により、義務を命ずるべき者を確知しえない場合の代執行をいう。

（９） 催告とは、命令違反者に対して、当該命令事項の履行を督促する意思表示をいう。

（10） 履行期限とは、警告事項又は命令事項の履行に必要な合理的期間をいう。

（違反処理事項）

第３条　この規程により違反処理する事項は、違反処理基準表（別表）に掲げる処理事項欄のとおりとする。

（違反処理の主体等）

第４条　前条の規定による違反処理（法第３章に規定する命令を除く。）は消防長又は消防署長が行うものとする。ただし、法第 13 条の２第５項に規定する危険物取扱者免状返納命令又は法第 17 条の７第２項に規定する消防設備士免状返納命令に係る知事への要請については、消防長がこれを行う。

２　法第３章に規定する命令は、筑西広域市町村圏事務組合消防長に対する事務委任規則（昭和 49 年５月１日規則第４号）に定めるところにより消防長がこれを行うものとする。

３　前項の文書の取扱いに関する手続及び管理等について必要な事項は、筑西広域市町村圏事務組合消防文書取扱規程（昭和 48 年訓令第６号）を準用する。

４　第１ 項前段の規定に定めるもののほか、違反処理について必要があると認めるときは、消防長がこれを行うものとする。

（違反処理の報告等）

第５条　消防署長又は予防課長（以下「消防署長等」という。）は、違反処理を行う場合は、事前（第 15 条の命令を除く。）又は事後に違反処理報告書（様式第１号）に必要書類を添えて消防長に報告しなければならない。

２　消防長は、違反処理の適正な執行を期するため必要がある場合は、 消防署長に対し指導又は指示を行うものとする。

（ 違反処理の要請）

第６条 消防長は、違反処理の円滑な推進と各消防署の統一整合性を図るため、予防課に査察担当職員を配置し、違反処理の指導及び助言に当たらせるものとする。

２　消防署長は、違反処理のため査察担当職員の応援派遣を要請することができる。

３　消防長は、前項の要請があった場合又は必要があると認める場合は、査察担当職員を派遣して違反処理の応援に当たらせるものとする。

（違反処理上の留意事項）

第７条　違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

（１）　違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正公平に行うこと

（２）　違反処理業務を行うに当たっては、関係者に対し誠実、沈着かつ冷静に対処すること

（３）　違反処理を行った事案については、適時追跡確認を行い、その是正促進に努めること

（関係行政機関との連絡協調等）

第８条　消防署長は違反の内容が他の法令と関連し、かつ違反処理のため必要があると認める場合は、 関係行政機関と密接な連絡協調に努めなければならない。

２　消防長は、法第 11 条の５第２項の規定に基づき移動タンク貯蔵所について命令したときは、同条第３項の規定に基づき許可した市町村長等に対し速やかにその旨を通知書（様式第３号）により通知しなければならない。

第２章　違反処理

第１節　　通則

（違反処理の区分及び基準）

第９条　　違反処理の区分は、警告、命令、告発、代執行及び略式の代執行とする。

２　第３条に規定する違反処理事項は、違反処理基準表に掲げる処理基準欄（以下「処理基準」という。）に定めるところにより処理しなければならない。

３　違反の事実が明白で、かつ、火災予防上若しくは人命安全上猶予できないと認める場合又は特異な違反事実の処理に係る場合は処理基準に定める措置順序によらないことができる。

（違反の調査等）

第 10 条　消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し違反事項に該当すると認める違反を発見し又は聞知した場合は、速やかに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた消防長又は消防署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査に当たらせるものとする。ただし、査察により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

３　前項の調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査復命書（様式第４号）

により消防長又は消防署長に報告しなければならない。

4　消防長又は消防署長は、前項の報告により違反処理の必要があると認めた場合は処理基準に従って処理しなければならない。

（質問調書の録取）

第 11 条　職員は、違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書（様式第５号）を作成しなければならない。

（実況見分調書の作成）

第 11 条の２　職員は、違反の調査に際し違反事実の確認及び証拠保全のため必要がある場合は、関係のある者に立会いを求め、違反対象物又は違反現場の状況を見分し、違反事実の認定に必要な図面及び写真を添付した実況見分調書（様式第５号の２、様式第５号の３）を作成しなければならない。

第２節　　警告

（警告）

第 12 条　警告は、次の各号に該当する場合に行うことができる。

（１）　査察等により違反の是正を指示したにもかかわらず当該違反について何ら是正措置がとられないとき

（２）　前号以外で消防長又は消防署長が火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険があると認める場合

２　前項の規定による警告は、違反行為者又は関係者（以下「関係者等」という。）に対し警告書（ 様式第６号、第７号） を交付することにより行うものとする。

第３節　　命令

（ 命令等の事前手続）

第 13 条　消防長又は消防署長は、命令による不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ関係者等に対して行政手続法（平成５年法律第 88 号）の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与の手続をとるものとする。ただし、同法第13条第２項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

２　前項に規定する聴聞が必要な不利益処分は、次に掲げるものとする。

（１）　法第８条の２の３第６項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）に基づく特例認定の取消し。

（２）　法第 12 条の２第１項に基づく許可の取消し。

（３）法第 13 条の 24 に基づく命令。

３　第１項に規定する弁明の機会の付与が必要な不利益処分は、次に掲げるものとする。

（１）法第５条第１項に基づく命令。

（２）法第５条の２第１項に基づく命令。

（３）法第５条の３第１項に基づく命令。

（４）法第８条第４項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）に基づく命令。

（５）法第８条の２第６項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）に基づく命令。

（６）法第 12 条の２第１項及び第２項に基づく命令。

（７）法第 14 条の２第３項に基づく命令。

（命令）

第 14 条　消防長又は消防署長は、次の各号に該当する場合、当該関係者に対し命令書（様式第８号、第９号）を交付することにより行うことができる。

（１）　警告事項が履行期限を経過しても履行されないとき

（２）　違反内容が命令を必要とするとき

２　消防長又は消防署長以外の査察員は、立入検査において違反処理基準の一次措置による命令（法第３条第１項又は第５条の３第１項の規定に基づく命令に限る。）に該当する違反を発見した場合は、関係者等に対して命令書（様式第８号の２）を交付することにより命令を行うことができる。

（資料提出命令等）

第 14 条の２　消防長又は消防署長は、第９条第１項の処理をするため関係者に対して必要な資料の提出を命ずるとき、若しくは報告を求めるときは、資料提出命令書（様式第 10 号）又は報告徴収書（様式第 10 号の２）により行うものとする。

（命令の要請）

第 15 条　消防署長は、第４条第２項に係る命令が必要と認めた場合は、命令要請書（様式第 11 号）に必要書類を添えて消防長に要請しなければならない。

（緊急時の命令）

第 16 条　消防長又は消防署長は、次の各号に該当する場合は、当該関係者に必要な事項を口頭により命令することができる。

（１）　火災予防上猶予できないと認めた場合又は火災が発生したならば人命危険が著しいと認めた場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないとき

（２）　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため、緊急に製造所等の使用の一時停止又は使用の制限をする必要があると認めたとき

２　前項により命令を行った場合は、必要に応じて速やかに命令書を当該関係者等に交付しなければならない。

（命令の催告及び許可の取り消し等）

第 17 条 消防長又は消防署長は、命令を行った場合は、命令事項の進捗状況を随時把握し、履行期限を経過しても是正されない場合は必要に応じて催告書（様式第 12 号）を交付して履行の促進を図るものとする。

２　消防長は、命令事項について、履行期限を経過しても是正されない製造所等においては、必要に応じて処理基準に基づき危険物製造所等設置変更許可取消書（様式第 13 号）により許可を取り消すことができる。

（命令の解除）

第 18 条 消防長又は消防署長は、命令措置について受命者から命令要件の一部又は全部を履行したことにより、命令の解除の申し出があったとき又はその事実を覚知したときは、その履行状況を確認し、命令解除要件を満たすと認めた場合は、速やかに命令を解除するものとする。

２　前項の規定による命令の解除は、命令解除通知書（様式第 14 号）を交付することにより行うものとする。

（命令の公示）

第 19 条　法第５条第３項（法第５条の２第２項、法第５条の３第５項、法第８条第５項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）、法第８条の２第7項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）、法第８条の２の５第４項及び法第 17 条の４第３項において準用する場合を含む。）及び法第11条の５第４項（法第 12 条第３項、法第 12 条の２第３項、法第 12 条の３第２項、法第 13 条の24第２項、法第 14 条の２第５項、法第 16 条の３第６項及び法第 16 条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置は、消防法による命令の公告（様式第15号又は様式第16号）を設置することにより行うものとする。

２　消防法施行規則第１条及び危険物の規制に関する規則第７条の５の規定による公報への掲載は、筑西広域市町村圏事務組合の掲示場及び命令に係る防火対象物又は危険物製造所等の存する市の市役所掲示場への掲示並びに消防本部ホームページへの掲載により行うものとする。

３　消防法施行規則第１条の規定による市町村長が定める方法及び危険物の規制に関する規則第７条の５の規定による市町村長等が定める方法は、消防本部、消防署（命令に係る防火対象物又は危険物製造所等の存する区域を管轄する消防署に限る。）並びに当該消防署に属する分署及び出張所の掲示板への掲示により行うものとする。

4　前各項の規定による公示は、当該公示に係る命令内容の履行又は命令が解除されるまでの間、その状態を維持するものとする。

5　第１項から第３項までの規定による公示は、当該公示がされるまでの間に命令内容が履行された場合又は命令が解除された場合は、行わないものとする。

第４節　　認定の取り消し

（認定の取り消し）

第 20 条　消防長は、法第８条の２の３第６項（法第 36 条第１項において準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消すときは、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の防火対象物・防災管理点検報告特例認定に関する事務処理規程（令和元年９月４日訓令第 12 号）に定めるところにより行うものとする。

第５節　　告発

（告発）

第 21 条 消防長又は消防署長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、罰則をもって対処すべきと認める場合は、刑事訴訟法第239条第２項の規定により違反者を告発しなければならない。

（１）違反の内容が重大なとき

（２）違反が火災の発生又は火災の拡大若しくは火災による死傷者の発生の原因となった場合で必要があると認めたとき

（３）前各号に揚げるもののほか、特に必要があると認めたとき

（手続き）

第 22 条　告発は、違反の生じた場所を管轄する検察官又は警察署長に対して行うものとする。

2　告発を行うときは、告発書（様式第 17 号）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。ただし緊急の場合は、口頭によることができる。

（１）査察関係書類（写）

（２）火災調査関係書類（写）

（３）違反関係書類

（４）違反の現場写真

（5）陳情書、投書、その他特に必要と認められる資料

第６節　　過料事件の通知

（過料事件の通知）

第 23 条 消防長は、法第８条の２の３第５項（法第36条第１項において準用する場合を含

む。）又は法第 17 条の２の３第４項の規定による届出を怠った者を覚知した場合において、過料をもって対応すべきと認めるときは、当該届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書（様式第 18 号）を送付するものとする。

２　過料事件通知書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

（１）　特例認定申請書（写し）及び認定を受けた旨の通知書（写し）

（２）　賃貸借契約書その他管理権原者に変更があったことを証する書面（写し）

（３）　その他過料に処せられるべき者の住所地を証する資料

（４）　法第17条第3項の認定を受けたものであることを証する資料

（５）　認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画の軽微な変更の内容を証する資料

第７節　　代執行

（代執行）

第 24 条　消防長又は消防署長は、第 14 条の規定による命令又は第 21 条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合であって、特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

２　代執行を行うときは、事前に執行に伴う作業、警戒及び経費等の計画をたてなければならない。

３　代執行の戒告、通知、費用徴収のための文書及び執行責任者の証票は、次によるものとする。

（１）戒告書（様式第 19 号）

（２）代執行令書（様式第 20 号）

（３）代執行費用納付命令書（様式第 21 号）

（４）代執行責任者証（様式第 22 号）

４　非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり第２項に規定する手続きをとる暇がないときは、その手続きを経ないで代執行を行うことができる。

（略式の代執行）

第 24 条の２　消防長又は消防署長は、法第３条第１項又は法第５条の３第１項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第３条第２項又は法第５条の３第２項の規定に基づき、当該職員に第３条第１項第３号及び第４号に掲げる措置をとらせるものとする。

（証票の携帯）

第 25 条　消防長又は消防署長は、その他の職員が、執行責任者として代執行の現

場に赴くときは、第 24 条第３項第４号に規定する証票を携帯し、関係者から要求があるときは、いつでもこれを示さなければならない。

第８節　　免状返納命令の要請

（免状返納命令の要請）

第 26 条 消防長は、危険物取扱者又は消防設備士が次の各号に該当し、免状返納命令の必要があると認めた場合は、知事に対し免状返納命令の要請を行うことができる。

（１）危険物取扱者にあっては、法令の規定に違反し過去において警告を受けたことのある場合又は法令の規定に違反し事故を起した場合

（２）消防設備士にあっては、法令の規定に違反し過去において警告を受けたことのある場合

（3）前各号に揚げるもののほか重大な法令違反があった場合

２　前項の免状返納命令要請は、免状返納命令要請書（様式第 23 号）に関係書類を添えて行うものとする。

３　消防長は、前項により知事に要請した場合及び知事から当該措置の結果について通知があった場合は、所轄消防署長に免状返納命令措置通知書（様式第 24 号）によって通知するものとする。

（免状返納命令の措置要請）

第 27 条　消防署長は、前条第１項各号に該当し免状返納命令の必要があると認めた場合は、免状返納命令措置要請書（様式第 25 号）に関係書類を添えて消防長に要請しなければならない。

２　消防長は、前項の措置要請から判断して措置する必要があると認めた場合は前条第２項及び第３項の規定により要請等を行うことができる。

３　前二項及び前条に規定するもののほか免状返納命令に関する必要な事項は「消防設備士免状の返納命令に関する運用について（通知）」（平成 12 年３月24 日付け消防予第 67 号）及び「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について」（平成3年 12 月 19 日付け消防危第 119 号）を運用する。

第９節　　送達等

（送達）

第 28 条　消防長又は消防署長は、警告書、命令書、許可取消書、戒告書、代執行令書又は代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を交付する場合は、当該関係者等に直接交付し、受領書（様式第 26 号）に署名押印を求める

ものとする。

２　前項の警告書等の交付に際し、受領を拒否された場合又はその他やむを得ない場合は、配達証明、内容証明その他の取扱いにより郵送するものとする。ただし、被送達者の住所不明により郵送できない場合は、公示送達をもってこれを行う。

（教示）

第 29 条　消防長又は消防署長は、命令書、許可取消書、戒告書、代執行令書若しくは代執行費用納付命令書を交付する場合又は受命者等から求められた場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第82 条の規定により、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。

第３章　雑則

（違反処理結果の確認等）

第 30 条　消防長又は消防署長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導と履行状況を確認するとともに、その経過を違反処理経過簿（筑西広域市町村圏事務組合火災予防事務処理規程様式第71号）及び違反処理経過記録簿（様式第27号）に記録し進捗を管理しなければならない。

（報告及び通知）

第 31 条　消防署長等は、違反処理が完結したときには、違反処理完結報告書（様式第 28 号）により消防長に報告しなければならない。

２　消防長は、次の違反処理を行った場合は、違反処理通知書（様式第 29 号）により所轄消防署長に通知するものとする。

（１）命令、告発又は代執行を行ったとき

（２）前号の違反処理が完結したとき

（施行細則）

第 32 条　この規程の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

この訓令は平成８ 年４ 月１ 日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 14 日消防本部訓令第６号）

この訓令は平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年２月 21 日消防本部訓令第２号）

この訓令は、平成 30 年４ 月１ 日から施行する。

附　則（平成 30 年６月 22 日消防本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 30 年７月１日から施行する。

附　則（平成 30 年 11 月８日消防本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 30 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 13 日消防本部訓令第１号）

この訓令は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１月28日消防本部訓令第４号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年８月26日消防本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月16日消防本部訓令第１号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

消防長　　様

消防署長

違 反 処 理 報 告 書

下記について、　　による違反処理を　　ので報告します。

記

対象物	所　在　地			
	名　　称		用　途	
違反者	住　　所			
	法　人　名			
	職　氏　名			
違反処理の概要				
違　反　法　条				
違　反　概　要				
意　　見				

様式第２号（第６条関係）削除

様式第３号（第８条関係）

通　　知　　書

筑広消本予発第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　印

消防法第１１条の５第２項の規定に基づき、次のとおり命令したので、同条第３項の規定に基づき、通知します。

<table>
<tr><td colspan="3">命令をした市町村長</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">命令を受けた者</td><td colspan="2">住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">命令に係る移動タンク貯蔵所</td><td rowspan="2">設置者</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">常置場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設置又は変更の許可番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">違反☆内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">命令☆内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">命令の履行状況</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">その他必要と認める事項</td><td></td></tr>
</table>

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

違 反 調 査 復 命 書

様

所　属
階　級
氏　名

命により違反調査をした結果は、下記のとおりです。

記

違 反 者	住　　所		職　　業	
	氏　　名		生 年 月 日	
対 象 物の状況	所　　在		用　　途	
	名　　称		構造・規模	
違　反　の　概　要				
違　反　法　条				
過 去 の 査 察 経 過				
過去の違反処理経過				
参　考　事　項				
意　　見				

様式第５号（第１１条関係）

質　　問　　調　　書

質問実施日時　　開始　　年　　月　　日　　時　　分ころ
　　終了　　年　　月　　日　　時　　分ころ

所在地
名称

　上記の　　について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者氏名
同生年月日　　年　　月　　日生（　　歳）
同職業（職名）
同住所

（注）パソコン等で作成する場合は、罫線を省略することもできる。

被質問者氏名　　㊞

　上記のとおり録取して読み聞かせ（閲覧）したところ、誤りのないことを申し立て署名（押印）した。
　上記のとおり録取して読み聞かせ（閲覧）したところ、誤りのないことを申し立て署名押印を拒否した。

年　　月　　日

録取者　所属・階級

氏　　名　　㊞

記録者　所属・階級

氏　　名　　㊞

様式第５号の２（第１１条の２関係）

実況見分調書（第　　回）

実況見分日時

開始　　年　　月　　日　　時　　分ころ

終了　　年　　月　　日　　時　　分ころ

所在地

名　称

用　途

上記の　　について、本職は次のとおり見分した。

年　　月　　日

所　属

階　級

氏　名　　㊞

実況見分の目的

実況見分の立会人

住　　所

職・氏名・年齢

（注）パソコン等で作成する場合は、罫線を省略することもできる。

様式第５号の３（第１１条の２関係）

写 真 台 紙

撮影年月日　　年　　月　　日　　時　　分ころ

撮影者・職氏名

様式第６号（第１２条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

警　　告　　書

所 在 地

名　　称

用　　途

　上記対象物は、　　と認めるので、
下記のとおり履行するよう警告する。
　なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

記

警　告　事　項

様式第７号（第１２条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　印

警　　告　　書

所　在　地

名　　称

製造所等の別

許可年月日　　年　　月　　日

許可番号　　第　　号

上記危険物施設は、　　と認めるので、
下記のとおり履行するよう警告する。
なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

記

警告事項

様式第８号（第１４条関係）

筑広消本　指令第　　号

年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

印

命　　令　　書

所　在　地

名　　称

用　　途

　上記対象物については、

と認めるので、　　の規定に基づき下記のとおり命令する。

　なお、本命令に従わない場合は、　　の規定により処罰されることがある。

記

１　命 令 事 項

２　命令の理由

　教　示

　この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月（消防法第５条第１項、第５条の２第１項又は第５条の３第１項の規定による命令の場合にあっては、命令を受けた日の翌日から起算して30日）以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

　また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月（消防法第５条第１項、第５条の２第１項又は第５条の３第１項の規定による命令の場合にあっては、命令を受けた日の翌日から起算して30日）以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

　なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月（消防法第５条第１項、第５条の２第１項又は第５条の３第１項の規定による命令の場合にあっては、命令を受けた日の翌日から起算して30日）以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第８号の２（第１４条関係）

様

命　　令　　書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めるので、消防法第３条第１項又は消防法第５条の３第１項の規定により次の措置を取るべきことを命ずる。

なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

<table>
<tr><td>発令日時</td><td colspan="2">年　月　日　　時　　分</td><td>発令者</td><td colspan="2">所属
階級・氏名</td></tr>
<tr><td>違反場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>受命者の種別</td><td colspan="2">□行為者　□防火対象物の関係者
□物件の所有者、管理者又は占有者</td><td colspan="2">違反に係る事業所名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">法第３条第１項・法第５条の３第１項</td><td colspan="3">命令の理由となる事実及び命ずる措置</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第１号</td><td rowspan="4">火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為</td><td>禁止</td><td colspan="3" rowspan="9"></td></tr>
<tr><td>停止</td></tr>
<tr><td>制限</td></tr>
<tr><td>消火準備</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">残火、取灰又は火粉の始末</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理</td></tr>
<tr><td>第４号</td><td colspan="2">放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去</td></tr>
</table>

教示

１　この命令に不服がある場合には、この命令を受けた日の翌日から起算して３０日・この命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる（なお、この命令を受けた日の翌日から起算して３０日・この命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができない。）。

２　この命令については、この命令を受けた日の翌日から起算して３０日・この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、筑西広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して３０日・裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

<table>
<tr><td rowspan="2">受領欄</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受領者</td><td>住所</td><td></td><td>氏名</td><td>印</td></tr>
</table>

様式第９号（第１４条関係）

筑広消本指令第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　印

命　　令　　書

所　在　地
名　　称
製造所等の別
許可年月日　　年　　月　　日
許 可 番 号　　第　　号

上記危険物施設については、
と認めるので、　　の規定に基づき下記のとおり命令する。
なお、本命令に従わない場合は、　　の規定により処罰されることがある。

記

１　命 令 事 項

２　命令の理由

教　示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第１０号（第１４条の２関係）

筑広消本　指令第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

資 料 提 出 命 令 書

所 在 地
名　　称
用　　途

火災予防のために必要があるので、消防法　　の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合又は虚偽の資料を提出した場合は、消防法第 44 条第２号の規定により処罰されることがある。

記

命 令 事 項

教　示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第１０号の２（第１４条の２関係）

筑広消本　指令第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

報 告 徴 収 書

所 在 地
名　　称
用　　途

火災予防のために必要があるので、消防法　　の規定に基づき、下記の内容について報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 44 条第２号の規定により処罰されることがある。

記

報 告 内 容

教　示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第１１号（第１５条関係）

年　　月　　日

消防長　　様

消防署長

命　令　要　請　書

下記について、消防法第　　条　　の規定に基づく命令の必要があると認められるので要請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">対象物</td><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td></td><td>製造所等の　別</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">違反者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職　氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">命令すべき事項
（　違反法　条　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">違反の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第１２号（第１７条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

催　　告　　書

あなたは、本職が　　年　　月　　日付筑広消本　指令第　　号をもって命令した事項（別添命令書の写）について履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

様式第１３号（第１７条関係）

筑広消本指令第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　印

危険物製造所等設置・変更許可取消書

所　在　地
名　　称
製造所等の別
許可年月日　　年　　月　　日
許 可 番 号　　第　　号

上記危険物施設については、下記の理由により法第１２条の２第１項の規定に基づき、上記の許可を取り消す。

記

許可取消理由

教　示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第１４号（第１８条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

命 令 解 除 通 知 書

所 在 地

名　　称

用　　途

上記対象物における、　　年　　月　　日付筑広消本　指令第　　号による命令については、下記の理由によりこれを解除する。

記

解除の理由

様式第１５号(第１９条関係)

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地

防火対象物の名称

命令を受けたものの氏名

　この防火対象物は、　　と認められるので、消防法第　　条第　　項の規定により下記のとおり命じたものである。

記

　命令事項

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

注１　この標識は、消防法第　　条第　　項の規定に基づき設置したものです。
　２　この標識を破損した者は、法律により罰せられることがあります。

様式第１６号(第１９条関係)

消防法による命令の公告

危険物施設の所在地

危険物施設の名称

命令を受けたものの氏名

この危険物施設は、　　と認められるので、消防法第　　条第　　項の規定により下記のとおり命じたものである。

記

命令事項

年　　月　　日
筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長

注１　この標識は、消防法第　　条第　　項の規定に基づき設置したものです。
２　この標識を破損した者は、法律により罰せられることがあります。

様式第１７号（第２２条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

告　　発　　書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第２３９条第２項の規定に基づき関係資料を添えて告発します。

記

１　被告発人（法人を含む）
(1)　本　　籍
(2)　住　　所
(3)　氏　　名
(4)　生年月日
(5)　職　　業

２　罪名及び摘要法条

３　犯罪の事実

４　証拠となるべき資料

５　犯罪の情状

６　参考事項

７　意　見

様式第１８号(第２３条関係)

筑広消本予発第　　号
年　　月　　日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　印

過料事件通知書

下記の違反者につき、消防法第８条の２の３第５項（法第36条第１項において準用する場合を含む。）又は法第17条の２の３第４項に掲げる場合に該当するものと思料されるので、関係資料を添えて通知します。

記

名称又は氏名

所在地又は住所

添付書類１　特例認定申請書(写し)及び特例認定通知書(写し)
２　賃貸借契約書その他管理権原者に変更があったことを証する書面(写し)
３　その他過料に処せられるべき者の住所地等を証する資料
４　法第17条第３項の認定を受けたものであることを証する資料
５　認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等維持計画の軽微な変更の内容を証する資料

様式第１９号（第２４条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

戒　　告　　書

下記の　　は、　　の規定に違反すると認めるので、消防法第　　の規定に基づき、　　年　　月　　日付　第　　号をもって　　年　　月　　日までに　　することを命じたが、履行していない。

よって、　　年　　月　　日までに上記命令を履行しないときは、行政代執行法第２条の規定に基づき本職がこれを行い、これに要する費用を徴収する。

この旨、同法第３条第１項の規定により戒告する。

なお、代執行により　　のために生ずる損害並びに処置した物件の管理についてはすべて責任を負わせないから申し添える。

記

消防対象物
所　在　地
名　　称
用途(製造所等の別) 構造・規模

教　示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第２０号（第２３条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

代　執　行　令　書

下記の　　に対し、行政代執行法第２条の規定に基づき代執行を行うので、同法第３条第２項の規定により次のとおり通知する。

１　代執行する時期
２　現場執行責任者（職、氏名）
３　代執行の内容
４　代執行に要する費用（概算見積書）
５　執行に伴う物件の処理

記

消防対象物
所　在　地
名　　称
用途(製造所等の
別) 構造・規模

教　示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第２１号（第２４条関係）

筑広消本　発第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

代執行費用納付命令書

　　年　　月　　日付　　第　　号の代執行令書による代執行費用を下記のとおり決定したので、　　年　　月　　日までに　　へ納入するよう行政代執行法第５条の規定に基づき、命令する。

なお、指定された期日までに納入しないときは、国税徴収法の例により徴収される。

記

金

教　示

この命令に不服のある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第２２号（第２４条関係）

代 執 行 責 任 者 証

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
所 属
階 級
氏 名

上記の者は、　　年　　月　　の代執行令書に定める現場執行責任者であることを証する。

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

様式第２３号（第２６条関係）

筑広消本予発第号
年　　月　　日

知事
様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防長　　印

免 状 返 納 命 令 要 請 書

下記の者について、次のとおり消防法違反の事実があったので消防法の規定に基づき、　　免状の返納を命ぜられるよう要請します。
なお、その結果について通知願います。

記

<table>
<tr><td rowspan="4">要返納者</td><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">免　状</td><td>種　類</td><td>番　号</td><td>交付年月日</td><td>交付知事</td></tr>
<tr><td>種
第　類</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">理　由
（違反の事実）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２４号（第２６条関係）

年　　月　　日

消防署長　　様

消防長

免状返納命令措置通知書

年　　月　　日　　により（措置要請のあった／措置通知した／要請した）

（消防設備士／危険物取扱者）の義務違反に係る免状返納について、下記のとおり

知事（に対し命令要請した／から処分通知があった）ので通知する。

記

氏　名			生年月日	年　月　日生
免　状	種　類	番　号	交付年月日	交付知事
	第　種　類			
要請処分年月日	年　月　日			
処分内容				
参考事項				

様式第２５号（第２７条関係）

年　　月　　日

消防長　　様

消防署長

危険物取扱者
消防設備士

免状返納命令措置要請書

<table>
<tr><td rowspan="8">要返納者</td><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">免　状</td><td>種　類</td><td>番　号</td><td>交付年月日</td><td>交付知事</td></tr>
<tr><td>種
第　類</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">※就任年月日</td><td>年　月　日</td><td rowspan="2">※所在地
及び
人名</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※製造所等の別</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">理　由
（違反事実）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第２６号（第２８条関係）

年　　月　　日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
様

住　所

氏　名　　㊞

受　領　書

年　　月　　日付、筑広消本　　第　　号の　　は、確かに受領しました。

様式第２７号（第３０条関係）

違反処理経過記録簿

査察担当署（分署）名	査察担当者名	査察対象物名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
立入検査												
結果通知書交付												
防火改善届出提出期限												
改修履行期限												
確認（追跡）違反調査 （質問調書、実況見分）												
違反調査復命書（様式第４号）												
違反処理報告書（様式第１号）												
警告書交付（様式第６・７号）												
警告履行期限												
確認（追跡）違反調査 （質問調書、実況見分）												
聴聞・弁明手続き												
命令要請書（様式第11号） 第４条第２項に係るもの												
命令書交付（様式第8号・9号）												
命令履行期限												
確認												
催告書の交付（様式第12号）												
告発の検討												
確認（追跡）違反調査 （質問調書、実況見分）												
告発（様式第17号）												

様式第２８号（第３１条関係）

年　　月　　日

消防長　　様

消防署長

違 反 処 理 完 結 報 告 書

みだしのことについて、　　年　　月　　日付で報告しました事案は、
下記のとおり完結しました。

記

対象物	所 在 地			
	名　　称		用　途	
処 理 の 概 要				
種　　類	(1)警告　(2)命令　(3)告発			
履 行 期 限	年　　月　　日　まで			
完 結 年 月 日	年　　月　　日			
参 考 事 項				
意　　見				

様式第２９号（第３１条関係）

年　　月　　日

消防署長　　様

消防長

違 反 処 理　通 知 書

下記について、〔の措置をとった／違反処理が完結した〕ので通知する。

記

処理の概要				
対象物	所在地			
	名称		用途	
違反者	住所			
	法人名			
	職氏名			
違反法条				
違反概要				
意見				

違反処理基準(防火対象物関係)

違反項目等	一次措置			二次措置		三次措置	
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1 屋外における火災予防上危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	(1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備についての命令(法第3条)				
		(2) 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末についての命令(法第3条)				
		(3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理についての命令(法第3条)				
		(4) 放置され、又はみだりに存置された物件((3)の物件を除く。)	物件の整理又は除去についての命令(法第3条)				
2 防火対象物における火災予防上危険な行為等(その1)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	(1) 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		(2) 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。

		(3) 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		(4) その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
3 防火対象物における火災予防上危険な行為等(その2)	(1) 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合において、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認めるとき、消火、避難その他の消防活動に支障になると認めるとき又は火災が発生したならば人命に危険であると認めるとき。		使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)				
	(2) 法第5条等の規定による命令によっては、火災予防上の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認めるとき。		使用禁止命令等(法第5条の2第1項第2号)				
			警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第2号)		
4 防火対象物における火災予防上危険な行為等(その3)	次の行為又は物件で火災の予防上危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	(1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備についての措置命令(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。		

		(2) 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末についての措置命令(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。		
		(3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理についての措置命令(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。		
		(4) 放置され、又はみだりに存置された物件((3)の物件を除く。)	物件の整理又は除去についての措置命令(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。		
5 防火管理関係違反(法第8条第1項違反及び法第17条の3の3違反)	(1) 防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第8条第3項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
	(2) 防火管理業務不適正	ア 消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。

		イ　消防計画が不適正なもの		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		ウ　消火、通報及び避難訓練未実施		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		エ　消防用設備等の点検、整備未実施等		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		オ　火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	（ア）　火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
			（イ）　指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		カ　避難又は防火上必要な構造又は設備の管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		キ　劇場等の定員管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。

6 統括防火管理関係違反(法第8条の2)	(1) 統括防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第8条の2第5項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
	(2) 統括防火管理業務不適正	ア 全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		イ 全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
		ウ 避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
7 防火対象物定期点検報告(法第8条の2の2及び第8条の2の3)	(1) 防火対象物定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の2第4項)				
	(2) 防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第8条の2の3第7項の表示がされているもの又は当該表示と紛らわしい表示がされているもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の3第8項)				
	(3) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの		法第8条の2の3第1項の規定による認定の取消し(法第8条の2の3第6項)				
	(4) 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5の第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により命令がされたもの						
	(5) 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

8 自衛消防組織の設置に関する違反(法第8条の2の5)	自衛消防組織が未設置であるもの		警告	警告事項不履行のもの	設置命令(法第8条の2の5第3項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
9 消防用設備等に関する基準違反(法第17条第1項又は第3項)	消防用設備等が未設置のもの又は維持管理が不適正なもの		警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令(法第17条の4第1項又は第2項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による。
10 防災管理関係違反(法第36条第1項において準用する法第8条第1項)	(1) 防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第36条第1項において準用する法第8条第3項)		
	(2) 防災管理業務不適正	ア 防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第36条第1項において準用する法第8条第4項)		
		イ 防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第36条において準用する法第8条第4項)		
		ウ 避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第36条第1項において準用する法第8条第4項)		
11 統括防災管理関係(法第36条第1項において準用する法第8条の2)	(1) 統括防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項)		
	(2) 統括防災管理業務不適正	ア 防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)		

		イ　防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)		
12 防災管理点検報告(法第36条第1項において準用する法第8条の2の2及び法第8条の2の3)	(1) 防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項)				
	(2) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの		法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定による認定の取消し(法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)				
	(3) 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの						
	(4) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						
	(5) 防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされているもの又は当該表示と紛らわしい表示がされているもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)				
13 防災管理点検報告(法第36条第6項において準用する法第8条の2の2)	(1) 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又は双方が点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第3項の表示が付されているもの又は当該表示と紛らわしい表示が付されているもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)				

	(2) 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又は双方が認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されているもの又は当該表示と紛らわしい表示が付されているもの					
14-立入検査の拒否、妨害等の違反（法第4条第1項、法第16条の3の2第2項及び法第16条の5第1項	正当な理由なく検査の拒否、若しくは妨害等があったもの	警告				
15-資料の提出、報告徴収又は危険物の収去に係る違反（法第16条の5第1項	資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたもの	提出命令				

告発をもって措置すべきと認められる事案

① 命令違反を前提とする罰則規定に関する事案

ア 防火対象物使用禁止命令違反（法第５条の２第１項違反）

イ スプリンクラー設備設置命令違反（法第 17 条の４第１項違反）

ウ 自動火災報知設備設置命令違反（法第 17 条の４第１項違反）

エ その他命令違反の内容が重大なもの

② 規定違反に対する直接の罰則規定に関する事案

ア 立入検査の拒否（法第４条第１項違反）の繰り返し

イ 防火対象物点検報告未報告（法第８条の２の２第１項違反）の繰り返し

ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告未報告（法第 17 条の３の３）の繰り返し

エ 無資格者による消防設備工事（法第 17 条の５第１号違反）

オ 防災管理点検報告未報告（法第 36 条第１項において準用する法第８条の２の２第１項）の繰り返し

カ その他違反内容が悪質なもの

※ 上記イ、ウ及びオについては、度重なる指導に関わらず改善が見られない場合には、勧告により対応し、悪質性があり、火災発生時の人命危険が大である場合は、告発により対応する。

違反処理基準(危険物関係)

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1 危険物の無許可の貯蔵又は取扱い(法第10条第1項)	(1) 危険物の無許可の貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの ア 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの イ 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令(法第16条の6)				
	(2) 製造所等以外の場所で、油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100度以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(法第16条の6)		
2 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反(法第10条第3項)	(1) 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令(法第11条の5第1項又は第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)		
	(2) 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令(法第11条の5第1項又は第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)

	(3) 法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令(法第11条の5第1項又は第2項)	除去命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第1号)
3 製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更(法第11条第1項)	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第1号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第1号)
4 製造所等の完成検査前使用(法第11条第5項)	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第2号)	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第2号)
5 製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反(法第12条第1項)	(1) 法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生の危険が著しく大きなもの	基準適合命令(法第12条第2項)	基準適合命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)
	(2) 法第10条第4項の基準に適合しないもの((1)の場合を除く。)	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)
6 製造所等の緊急使用停止等(法第12条の3)	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令(法第12条の3第1項)				
7 製造所等における危険物保安監督者の未選任等(法第13条第1項又は第3項)	(1) 危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第3号)		
	(2) 危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告				

8 危険物保安監督者等の法令違反等	(1) 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令(法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)		
	(2) 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障があるもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令(法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)
9 予防規程未作成等(法第14条の2)	(1) 予防規程を作成していないもの	警告				
	(2) 予防規程を定めているが、その内容が火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令(法第14条の2第3項)		
10 特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施(法第14条の3第1項又は第2項)	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第4号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第4号)
11 製造所等の定期点検未実施等(法第14条の3の2)	(1) 定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のもののうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第5号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第5号)
	(2) 点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告				
12 危険物の運搬に関する基準違反(法第16条)	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告				
13 移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送(法第16条の2第1項)	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告				

14 製造所等における事故発生時の応急措置未実施(法第16条の3第1項)	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令(法第16条の3第3項又は第4項)				

告発をもって措置すべきと認められる事案
①命令違反を前提とする罰則規定に関する事案
・危険物施設の使用停止命令違反（法第１２条の２第１項及び第２項）
・危険物施設の緊急使用停止命令違反（法第１２条の３第１項）
・危険物施設における事故時の応急措置命令違反（法第１６条の３第３項及び第４項）
・無許可貯蔵・取扱いの危険物に対する措置命令違反（法第１６条の６）

②規定違反に対する直接の罰則規定に関する事案
・危険物の無許可貯蔵・取扱い（法第１０条第１項違反）に伴い、火災・漏えい事故が発生するなどして、大きな人的・物的被害が生じた場合又はそのおそれのある場合
・危険物の無許可・貯蔵・取扱い（法第１０条第１項違反）の繰り返し
・危険物の貯蔵・取扱基準違反（法第１０条第３項違反）に伴い火災・漏えい事故が発生するなどして、大きな人的・物的被害が生じた場合
・保安監督業務不履行（法第１３条第１項違反）又は無資格者による危険物取扱い（法第１３条第 ３項違反）の繰り返しなど違反内容が悪質な場合
・危険物移送中の危険物取扱者乗車義務違反（法第１６条の２第１項違反）の繰り返しなど違反内 容が悪質な場合 ・立入検査の拒否（法第１６条の５第１項違反）の繰り返し
・危険物施設から外部に危険物が漏えいし、火災の危険を生じさせるとともに公共の危険が生じた 場合（法第３９条の２、法第３９条の３）
・その他違反内容が悪質なもの

※違反処理にあたっては、平成14年10月24日消防安第107号消防庁防火安全室長通知、違反処理標準マニュアル　第２　違反処理基準及び危険物施設違反処理マニュアル　第２　違反処理基準　事例／履行期限等を参考にすること。